

名古屋都市計画風致地区の変更計画書

(名古屋市決定)

名古屋都市計画風致地区の変更（名古屋市決定）

都市計画小幡風致地区を次のように変更する。

| 名 称 | 面 積 | 備 考 |
|--------|---------|--|
| 小幡風致地区 | 約 435ha | 名古屋市風致地区内建築等規制条例 (昭和 45 年 4 月 8 日名古屋市条例第 27 号) による建築物の建築、宅地の 造成、木竹の伐採、水面の埋立等の 規制 |

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

区域境界の根拠としている都市計画公園の区域変更に伴い、風致地区の区域を変更するものである。